



様式第2号(第3条関係)

一般廃棄物処理業許可証

桜生環第318号

令和6年3月15日

株式会社 結南クリーンセンター  
代表取締役 宮田 泰信 様

桜川市長 大塚 秀喜 印



令和6年2月8日付で申請のあった **処理業**  
**清掃業**について、次のとおり許可します。

許可番号	第6一事-17号
氏名 (法人にあって は名称及び代 表者氏名)	株式会社 結南クリーンセンター 代表取締役 宮田 泰信
事業所及び事業地の 所 在 地	結城市大字結城7188
許可期限	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物、粗大ごみ
業務内容	収集、運搬
許可車両及び器材	申請書記載のとおり
営業の区域	桜川市全域

許可条件

- この許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 許可期限が切れたとき、又は業務を廃止し、若しくは休止したときは、直ちに返還しなければならない。
- 市の施設への搬入及び作業方法については、係員の指示に従わなければならない。
- 車両には事業所名を表示すること。
- 処理、処分施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは速やかに届け出なければならない。
- 法令、条例、規則、上記事項及びその他市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがある。